

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

外国の送出機関については、法令でその要件が定められていますが、外国の送出機関として、より適正に業務を行い、意欲の高い技能実習生候補者を送り出すために、進んだ取組みを行っている送出機関もあります。今回、外国人技能実習機構（機構）では、これらの進んだ取組みを行っている送出機関を見極めるポイントを、実際に送出機関が取り組んでいる事例とともに、送出機関の要件ごとにまとめましたので、ぜひお役立てください。

また、優良な送出機関の事例については、監理団体の皆さま同士でも情報交換することをおすすめします。

## ◎外国の送出機関の要件とポイント

### 1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること

- ☐ 〔送出国がMOC（二国間取決め）作成国の場合〕  
機構HPで公表されている[認定送出機関](#)ですか？

アクセスはこちら



✓ 機構HP内の外国政府認定送出機関一覧を確認しましょう。

- ☐ 〔送出国がMOC未作成国の場合〕  
所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？

✓ 送出機関の担当者に問い合わせ、写しを確認しましょう。

### 2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること

- ☐ 受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？

✓ 送出機関が、SNS（Facebook、TikTok、Zalo等）やHP上で行っている募集広告などを確認し、仕事内容や報酬、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しているか確認しましょう。

✓ 送出機関にも直接、確認しましょう。

“送出機関名”

検索

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- ☐ 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？
- ☐ 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？
- ☐ 送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？
- ☐ 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？
  - ✓ 送出機関から技能実習生候補者に対して実際に行っている説明を聞いてみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が技能実習制度の趣旨を十分に理解しているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が帰国後のキャリアプランを描けているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が求人条件や失踪のリスク等について十分に理解しているか確認してみましょう。
- ☐ 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？
  - ✓ 送出機関が、どのような職種や業務、賃金の技能実習であっても、即座に内容を受諾する様子はないか、また、技能実習生候補者の希望や事情も踏まえてマッチングを行っているかなど、技能実習生候補者と実習実施先のマッチングを真剣に考えているのかを確認しましょう。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？
- ✓ 送出機関に「技能実習生の採用にあたり、ブローカーが技能実習生に多額の仲介手数料の徴収を行っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。
- ✓ 技能実習生候補者に「送出機関に登録するにあたり、ブローカーを利用し、多額の金銭を支払っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。

(参考)

日本とベトナム政府とのMOCでは、送出機関がブローカーの介入を許容する行為を禁止しています。

## 送出機関の取組事例

〔事例1〕

募集説明会を毎週開催し、参加者全員にメンターを付けている。そして、参加者には、あらゆる疑問を解消した上で、自らの意思により登録するよう求めている。また、技能実習生候補者を募集するにあたり、次のように、送出機関独自の取次ぎ方針を定め、その方針に賛同する者のみを選定している。

送出機関独自の取次ぎ方針

準備機関（※）において日本語教育やビジネスマナー教育、キャリアプラン教育等を約1年間行い、その間に適切な実習実施者とのマッチングを行う。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 送出機関の取組事例

### 〔事例2〕

送出国の国立職業訓練校を準備機関（※）として提携している。この訓練校のカリキュラムは、日本の技術資格をベースに開発されていることに加え、送出機関においても同資格をもとにe-learningテキストや動画コンテンツを作成し、この訓練校の生徒に自習用教材として提供している。つまり、技能実習生候補者は、日本に高い関心を持ち、訓練校で学んだ日本の知識や技術をさらに深く身につけたいと考える者の中から選抜されることとなるため、意欲の高い技能実習生候補者の確保ができています。

※ 準備機関：技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。

### 〔事例3〕

技能実習生候補者との面接選考について、一般的に監理団体が行うケースもあるところ、実習実施者が送出国に赴き直接選考を行うようにしている。これにより、実習実施者が技能実習生候補者の性格や趣味など個々の状況をあらかじめ詳しく知ることができ、その上で選抜を行うことができる。そのほか、実習実施者は「自身が選んだ技能実習生」、技能実習生は「実習実施者に選ばれた」という意識が生じ、入国前から実習実施者と技能実習生の間で、責任感や信頼関係を育むことができています。

また、実習実施者に技能実習生候補者の家族と面談を行った上で受入れを決定させている。技能実習生候補者の家族は、実習実施者と会うことで、安心して技能実習生を日本に送り出すことができ、これにより失踪等のトラブルも少なくなっている。

### 〔事例4〕

送出国政府が管轄する職業訓練校複数校を準備機関として活用し、技能実習生候補者を主として同校の卒業生から直接選抜することで、ブローカーの介入や職歴・教育歴の詐称を防止している。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること

□ 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？

✓ 算出基準や支払名目が不明瞭な点がある場合には、送出機関に説明を求めましょう。

□ 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？

✓ 送出機関による公表手段や公表内容を確認しましょう。  
(紙面交付、募集パンフレット記載、インターネット掲載 等)

※ 各国の言語のHP等についても、ブラウザの自動翻訳機能などを活用して確認することが効果的です。

✓ 技能実習生にも、費用に関する送出機関とのやり取りについて確認しましょう。

□ 「送出機関及び監理団体に変更がない場合」  
「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？

✓ 技能実習3号口移行時にベトナム人技能実習生に対して「送出機関からサービス手数料を徴収されていないか」を尋ねるようにしましょう。

(参考)

ベトナム政府の規定では、団体監理型技能実習における技能実習2号から3号に移行する際、監理団体及び送出機関に変更がない場合、送出機関は技能実習生からサービス手数料を徴収できないこととされています。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 送出機関の取組事例

〔事例 1〕

採用面接合格前は食費以外の全ての費用を無料にし、技能実習生候補者の費用負担削減に取り組んでいる。さらに、以下のように自社HPにおいて手数料その他費用を内訳も含めて公表し、透明性を確保している。

法定手数料を遵守。日本で報道される法外な出国費用は徹底的に除外。職種による費用の差も一切ナシ。

### <弊社出国費用設定>

**VND(                      円)**

◆サービス料(手数料)： VND(                      円)

◆教育・生活費： VND(                      円)

◆施設利用・管理・修繕費： VND(                      円)

採用面接合格から出国迄の期間問わず、一律。つまり 4 か月で日本へ行っても、半年で日本へ行っても、1 年で日本へ行っても同額。

【備考】

◇上記費用は 3 年職種の技能実習生の負担費用です。

◇納付総額は職種・性別・年齢・在校期間を問わず一律です。

◇教育・生活費には、入校～出国の学費・寮費・水道光熱費・制服代・テキスト代(みんなの日本語、オリジナルテキスト)・出国前健康診断・査証申請費用等が含まれます。

◇施設利用・管理・修繕費：エアコン、キッチン、冷蔵庫、洗濯機等、備え付け備品の使用、維持・修繕にかかる費用です。

◇1JPY=200VND

(金額は伏せて掲載しています。)

## 4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと

☐ 技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？

✓ 送出機関が技能実習生から過去に受けた相談や、それに対する対応を確認しましょう。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようなになっていますか？

## 送出機関の取組事例

### 〔事例 1〕

帰国前の技能実習生に対して、オンライン方式で面談を行い、帰国後の進路やキャリアに関する相談を受けているほか、帰国後の技能実習生に対しては、希望に沿った分野で、グループ会社の就職支援コースを紹介している。

### 〔事例 2〕

日本での実習により修得した能力・知識・技術を活かし、独立開業したい技能実習生を支援している。例えば、自動車整備工場を独立開業したい技能実習生に対して、開業資金融資や自動車リース、自動車保険等の送出機関のグループ会社が一丸となって、帰国後の技能実習生の夢が実現するよう応援している。

5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること
  6. 送出機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
  7. 送出国の法令に従って事業を行うこと
- ✓ 日本の関係法令についても情報収集し理解しているか確認しましょう。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと

- ・ 保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者（※）の金銭その他の財産を管理する行為
- ・ 技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為
- ・ 技能実習生等の人権を侵害する行為
- ・ 技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為

※ 技能実習生の関係者：技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族  
その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者

☐ （技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？

☐ 技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？

✓ 送出機関による書類作成のプロセスを確認しましょう。

✓ 送出機関が作成した書類について、送出機関から十分な説明があったか、内容を理解した上で署名したかを、技能実習生にも確認しましょう。

※ なお、監理団体が送出機関と、契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結した場合は、監理団体の監理許可が取り消されることがあります。

## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないことについて、技能実習生から確認すること

✓ 送出機関が技能実習生に対して上記を実施したか確認しましょう。

10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

□ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？

✓ 以下の点を送出機関に確認しましょう。

- ・ 具体的にどのように入国前教育を行っているか。
- ・ 入国前教育のカリキュラムはどのようなものか。
- ・ 教育を効果的に行うためにどのような工夫をしているか。
- ・ 日本語は、どの程度のレベルまで修得可能か。
- ・ 日本語教師の資格を有している者はいるか。
- ・ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか。
- ・ 教育の内容に見合った費用となっているか。

※ 入国前教育が充実している送出機関で教育を受けた技能実習生は、日本入国後の文化や言語のギャップが少なくなるため、スムーズに技能実習を開始することが可能です。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？
- ✓ 監理団体と協力して、速やかに技能実習生からの相談に対応できる体制が確保されているか、確認しましょう。
- ✓ 技能実習生に何らかの問題が生じた際に、監理団体との連絡・協議のための体制を構築しているか、確認しましょう。
- ※ 日本に駐在事務所や支社を置いているなど、日本国内に駐在員がいる送出機関であれば、定期的あるいは、万が一のトラブルの際に迅速に技能実習生の元を訪れ対応することが可能です。

## 送出機関の取組事例

### 〔事例1〕

入国前教育に、キャリアプラン教育として、送出国での実際の求人情報を活用し、帰国時点の日本語能力試験の取得級によって就職先の選択肢に違いがあることや、日本語能力次第で帰国後(～定年)の収入の見込みに差が生じることを理解してもらっている。このキャリアプラン教育の結果、入国後の日本語能力試験の受験率は向上し、入国後半年も経たずにN3に合格する技能実習生も輩出した。

また、その他の入国前教育として、トラブルの事前防止の為に実例を元にして、技能実習生候補者に主体的に考えさせるケーススタディも行っている。例えば、食品製造業の実習に従事する予定の技能実習生候補者に対しては、作業場でアクセサリーを付けると、異物混入の可能性が生じる等、作業場のルールを守らなかった場合に生じるリスクについて教育を行っている。

### 〔事例2〕

帰国後の技能実習生に入国前講習の講師になってもらい、来日前の技能実習生に対し、技能実習実施先での技能実習事例を紹介してもらったり、試験会場等にて農業の実技指導を行ってもらったりすることで、来日後の日本式農業実習を円滑に開始できるように工夫している。また、日本語講習を最低6か月実施することにより、N4、N5レベルで来日させることができている。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 送出機関の取組事例

### 〔事例3〕

技能実習生が送出機関のメンター社員や日本連絡事務所のスタッフと連絡を取れるよう連絡体制を整えている。入国前から、技能実習生と送出機関職員や送出機関の日本事務所との間で、密なつながりを作り、信頼関係を構築することを意識している。そうすることで、日本入国後も、業務連絡だけでなく、日々の出来事なども気軽に送出機関職員に連絡しやすい雰囲気や体制を作ることが可能となっている。技能実習生が日頃の本音を送出機関職員に伝えやすい環境となっていることから、火種が小さいうちから相談ができ、ある日突然大きなトラブルが発生することを防いでいる。

また、技能実習生の生活態度や性格の特徴を、送出機関での研修を受けていた際の様子から把握し、日本の実習実施者にあらかじめ伝えることで、実習実施者に技能実習生の特性を知ってもらい、より技能実習生の人柄に寄り添った業務指導をしていただくようにしている。

そのほか、技能実習生に問題が生じた際には、個別に対応し、技能実習生をサポートしている。技能実習生が入院をした際は、送出機関日本事務所から入院先へのお見舞いを行っているほか、送出機関から技能実習生の家族に連絡し、随時入院状況の報告を行い、技能実習生や技能実習生の家族の不安を取り除くようにしている。

### 〔事例4〕

送出機関の日本事業部が技能実習生とその家族、実習実施者、監理団体の全連絡先を把握し、いつでも連絡がとれる体制を構築している。家族とは、技能実習生の出国前に顔合わせを行う等、コミュニケーションを密に取っている。入国直後や実習開始直前、開始後1か月程度、移行試験前等、技能実習生が不安を抱えやすいタイミングにはより密に連絡を取ることで、技能実習生が「一人ではない」と感じられ、実習に安心・集中して取り組めるように工夫している。また、災害時には、日本語と送出国の母語を扱える日本人社員から正確な情報を提供している。

#### <災害時のフォロー体制>

- ①技能実習生の安否確認
- ②送出機関社内のSNS連絡網において情報共有
- ③本国の家族へ技能実習生の安否を報告